

継続的な安全性向上に資する法的な「仕組み」のアイデアを受けて

横浜国立大学 板垣勝彦

○ 論点メモに示された様々なメニュー

- | |
|--|
| I. コミットメントに基づく自主的取組の監督
II. 原子力規制検査の対象拡充（自主的取組の検査対象化）
III. 新知見対応時における基準・許可手続の一部適用除外
IV. 自主的取組に係る規制の一部免除制度
V. 日本版バックフィットガイドラインの整備
VI. 規制機関の見解・意思表示に係る文書の体系化 |
|--|

☞ 体系的な整理の仕方としては、

- ① 規制機関と被規制者とのコミュニケーション（行政指導）文書の整備・体系化（VI）
- ・その一環としてのバックフィットガイドラインの整備（V）
 - 新知見が登場したときの対処法のフローチャート化

② 自主的取組への対処法

強い

弱い

検査対象化（II）

手続の一部適用除外（III）

規制の免除（IV）

↑ コミットメントに基づく自主的取組の監督（I）？

① 規制機関と被規制者とのコミュニケーション（行政指導）文書の整備・体系化

(1) 規制の趣旨＝安全確保であるが、事業者にとっては予測可能性の確保も重要（VI）

許認可・命令など行政処分を行う場合には、行政手続法制の整備により予測可能性の確保が図られてきたが、非権力的な行政指導のやり取りにおいても、「事業者の過少／過剰な対応を未然に防ぎ、原子力規制委員会の意図が正しく事業者理解されるために」、予測可能性が図られるべきである。

(2) 新知見への対応はあらゆる規制分野に付き物であるが、原子力規制では特に重要（V）

- ・原子力規制では「既存不適格」が認められず、バックフィット規制が行われるという点で異質である。

- ・したがって、日々刻々と現れる新知見に對しいかに對應していくかという点をフローチャート化して規制委員会の日常業務の一環へとルーチン化することが重要になってくる。

- ・安全上の緊急対応が求められるときはともかく（そのような局面は決して多くはないはずである）、大多数はある程度の時間をかけて規制基準に取り込むか否かが判断される。

- ・新知見が規制基準の改定へと取り込まれるのか、事業者の自主的取組へと委ねられるのかは、事業者の最大の関心事の1つのはず。

- ・こうした意味での「慣れ」は、規制当局と事業者の両者にとって望ましいと思われる。

【参考】

1. NRCの規制の概要

- 一般通達文書 (Generic Communication)

【法的拘束力あり】

- Bulletin (BL)
 - 重要かつ緊急性の高い共通問題について、関連情報の提出や対策の実施を要求する通達
 - 火災防護関連は10件^{※1}
- Generic Letter (GL)
 - 重要だが緊急性は高くない共通問題について、関連情報の提出や対策の実施を要求する通達 (発行前にコメント公募が必要)
 - 火災防護関連は32件^{※1}

【法的拘束力なし】

- Regulatory Issue Summary (RIS)
 - 様々な問題に関する確認事項の連絡
 - 火災防護関連は23件^{※1、※2}
- Information Notice (IN)
 - 安全上、環境上、保障措置上重要と判断された問題 (運転経験) について、注意を喚起するための通知
 - 火災防護関連は147件^{※1、※3}

※1: 以下のNRCホームページ上に掲載されている各文書の件数

<http://www.nrc.gov/about-nrc/fire-protection/related-info.html>

※2: RISに吸収されたAdministrative Letter (1999年に廃止) の件数 (9件) を含む

※3: INに吸収されたCircular (1981年に廃止) の件数 (4件) を含む

http://tsujimoto.sub.jp/genshiryoku_pdf/shiryo_7_4.pdf

② 自主的取組への対処法

(1) 検査対象化 (Ⅱ)

事業者の自主的取組を正面から検査の対象に含めてしまうというもので、構造的には最も分かりやすい。しかし、検査の対象に含ましめるのであれば、事業者にとっては面倒ごとを増やすだけの自主的取組を行うだけのインセンティブは乏しいと思われる。原子力規制検査となって手数料まで徴収されるのでは尚更である。

(2) 手続の一部適用除外 (Ⅲ) ⇨ 「届出化」

【届出+是正命令】の仕組は、近年の法令・条例に基づく警察規制で多用される傾向あり。ただ、結局のところ事後的に是正命令を発出することになると、事前の【許認可+是正命令】の仕組とあまり変わらないという懸念がある。【届出+是正命令】は「見切り発車」で取り敢えず運転を認めても公共の利益に特段の支障がないような場合に適する。

(3) 規制の (一部) 免除 (Ⅳ)

事業者にとっては、目に見える形で負担の軽減となる。ただし、警察規制の制度趣旨からいえば、法律の具体的な委任が必要となる (明文規定まで要する?)。

自動車運転のゴールド免許のように、無事故無違反で一定期間が経過した事業者に対しては許可の更新を要する頻度を少なくするといった「恩典」の付与は検討の余地あり。ある

いは、規制の「間引き」として、100 をチェックするのではなく 70～80 に留めるなど。そうなってくると、手続の一部適用除外（Ⅲ）との差異は相対的になる。

補助金や税制優遇措置と連動させるなど、一般論としては、優良事業者に対する恩典の付与は制度設計の工夫が大きい。ただし、低頻度高影響の事象において何をもって「優良」と評価するかは難しい。

(4) コミットメントに基づく自主的取組の監督

位置付けとしては中間的であり、以前に報告した「規整された自己規整」のまさに典型例である。まず規制当局が事業者が作成した計画について認定した上で、事業者が当該認定計画に従って具体的な事業を行う限りにおいて規制当局は「手出しをしない」という仕組みであって、ある意味では規制の理想形とも言える。

ただし、規制当局と事業者との間に高度の信頼関係が成立していることが前提であること、原子力規制においては行政が厳格な安全性の確保を図るべき要請が強いことから、実現性は未知数である。

なお、論点メモで言及があったようなバックフィットとは、必ずしも論理的に整合する（しない）わけではない。